平成２８年（フ）第１０５号
長野県上田市上田原584番地５
債務者　丸山真理子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第３７１号
岐阜市上加納山4715番地33　（上加納山団地６Ｆ09)、前住所岐阜市上土居１丁目10番１―104号　（コーポ和幸苑）
債務者　中島　広美
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１９８９号
名古屋市北区金城３丁目10番19号　スバルハイツ203号
債務者　櫻木　恵二
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０１３号
名古屋市港区高木町１丁目37番地の１　マンションキムラ404号
債務者　木代　　祥
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３４号
三重県鈴鹿市白子駅前11番18号　ロイヤルハイツ白子駅806、前住所三重県鈴鹿市鈴鹿ハイツ５番23号
債務者　布施谷きよみ（旧姓武内）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１号
滋賀県彦根市稲里町91番地、前住所大阪市西区京町堀１丁目15番18―1201号
債務者　奥田　絵美
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１２１１号
京都市右京区太秦安井池田町９番地２
債務者　森下玉子こと　李　　玉順
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６２９号
兵庫県尼崎市富松町３丁目18番40―304号
債務者　中村　秀幸
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６７７号
兵庫県西宮市津門川町12番13―703号
債務者　原　　浩之
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６８２号
兵庫県尼崎市南七松町１丁目12番20号　ハイツ貴美210号
債務者　池田　忠男
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９０号
兵庫県姫路市広畑区才814番地
債務者　高村　恵美
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１０号
兵庫県神崎郡市川町西川辺939、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町木村541番地の11
債務者　松尾　忠博
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１５１号
鳥取県鳥取市滝山417番地６、旧住所鳥取県鳥取市数津99番地１
債務者　山根　利之
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８５８号
広島県東広島市西条西本町６番26号　オキタエステート３号室
債務者　福島　英招
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８４号
広島県尾道市高須町4777番地７
債務者　國延　　誠
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第８９号
広島県尾道市高須町4868番地15
債務者　赤木　正樹
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第３０８号
愛媛県松山市溝辺町乙７番地　溝辺団地５棟1037号
債務者　落合　幸恵
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
松山地方裁判所民事部